

宿利会長 開会挨拶

皆様、おはようございます。運輸総合研究所会長の宿利です。

本日は、ご多用の中にもかかわらず、多くの皆様にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の運輸政策コロキウムでは、ワシントン国際問題研究所において、ドローンなどの無人航空機に関して、米国を中心に欧米の政策の動向について継続的に行っている研究調査の最新の成果をご報告いたします。

さて、米国においては、無人航空機の運航形態のうち、①「夜間の運航」と、②操縦者及び補助者以外の人の上空を運航する、いわゆる「第三者の上空の運航」については、昨年4月から、機体が一定の性能を満たしていることをメーカーが証明すれば、運航毎に安全性を評価する個別の手続を行わなくても、運航することが可能となりました。他方で、いわゆる「目視外の運航」については、現在なお、運航毎に安全性を評価する個別の手続が必要とされていますが、昨年6月に有識者による委員会が設置され、目視外運航の更なる拡大に向けた制度改革について検討されることとなりました。ここまでは、昨年9月21日に開催された第143回運輸政策コロキウムにおいて、ワシントン国際問題研究所の藤巻主任研究員から皆様にご報告したところです。

その後、この有識者委員会における検討の結果、一定の要件を満たす目視外の運航について個別の手続を廃止して一般ルール化することなど、目視外の運航の拡大について包括的な制度改革の方針が決定されました。

一方、我が国の現状は、操縦者及びその補助者しかいない、いわゆる「無人地域の上空」における夜間の運航及び目視外の運航のいずれも、運航毎

に安全性を証明する個別の手続が必要とされ、第三者の上空におけるこれらの運航は、禁止されています。

この点については、昨年6月に「航空法等の一部を改正する法律」が成立し、今年12月から、無人地域の上空における夜間の運航及び目視外の運航については、機体及び操縦者が一定の要件を満たせば、運航毎の個別の手続無しに、運航することが可能となります。しかしながら、第三者の上空における夜間の運航及び目視外の運航については、可能とはなるものの、運航毎に安全性を評価する個別の手続が必要とされるなど、目視外運航の拡大について我が国が、米国と比較して遅れをとっているのは否めません。

本日の研究発表では、まず藤巻主任研究員より、目視外の運航の拡大に関する米国の制度改正の方針とその考え方について詳細な内容を報告します。

続いて、本日のコメンテーターである東京大学名誉教授・同大学未来ビジョン研究センター特任教授の鈴木真二先生から、各国における無人航空機に関する安全性の確保に関する制度設計の基礎となっている考え方や、我が国における目視外の運航の拡大に向けて進められている研究開発プロジェクトの内容などについてご紹介いただいたうえで、藤巻主任研究員の発表に対してコメントをいただきます。その後、当研究所の山内所長をコーディネーターとして、皆様との間で質疑応答・ディスカッションの時間を用意しております。

本日のコロキウムが、我が国における今後の無人航空機の運航の拡大に向けて、視聴者の皆様に考察を深めていただくうえで有益なものとなれば幸いです。

本日は、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。